

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地
第389会計隊長 西村 俊宏

1 工事概要

(1) 工事名

78号隊舎蒸気管補修工事

(2) 工事場所

岩手県滝沢市後268-433 陸上自衛隊岩手駐屯地

(3) 工事内容

本工事は、以下の工事を行うものである。

蒸気管の撤去及び新設 41m

(4) 工期

令和4年12月23日まで。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「管工事」で級別の格付けを受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」にかかる等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「管工事」にかかる等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、建築一式工事又は管工事を施工した実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出費比率が20%以上のものに限る。）
- (6) (5)の施工実績が工事成績評定対象工事の場合は工事成績通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下評定点合計という。）が65点以上の者。又

は、提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。
- ア 建築一式工事又は管工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。
- イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有するものである（原則、着工から完成まで従事している）。なお、当該経験の工事が工事成績評定対象工事の場合は評定点合計が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有するものである。
- (8) 東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係があるもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 宮城県、青森県、岩手県、秋田県内に建築一式工事業又は管工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部署

ア 契約事項に関する問い合わせ先

〒020-0601 岩手県滝沢市後268-433

陸上自衛隊岩手駐屯地 第389会計隊

担当 加藤

T E L 019-688-4311（内線685）

F A X 019-688-4315

イ 仕様書等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊 管理科

担当 澤田

T E L 019-688-4311（内線317）

(2) 入札書の受領期限等

- ア 受領期限 令和4年10月26日(水) 17時00分
イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送等する。

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和4年10月27日(木) 9時00分
イ 場 所 陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊教場

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金免除
- (3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限り、を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法は、**消費税抜きの総額**により予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 代表者以外のものが入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (7) 配置予定監理技術者等の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

- (9) 契約書作成の要否
要
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3 (1) に同じ。